

令和4年度

第1回「OECMの設定・管理の推進に関する検討会」

議事録

日時：令和4年9月16日（金）13:30～15:30

場所：WEB会議

【議題】

- (1) OECMの設定・管理を維持するための取組について
- (2) 自然共生サイト（仮称）の試行について
- (3) その他

【資料】

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 OECMの設定・管理を維持するための取組についての進め方
- ・ 資料2-1 自然共生サイト（仮称）認定の試行（前期）の結果について
- ・ 資料2-2 自然共生サイト（仮称）試行前期協力サイト概要
- ・ 資料2-3 自然共生サイト（仮称）認定基準（案）について
- ・ 資料2-4 自然共生サイト（仮称）認定基準（案）
- ・ 資料2-5 自然共生サイト（仮称）認定の試行（後期）について
- ・ 参考資料1 OECMの設定・管理の推進に関する検討会 設置要綱
- ・ 参考資料2 30by30 ロードマップ(生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議策定)
- ・ 参考資料3 昆虫20選資料

1. 開会

- 事務局・河野 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第1回「OECMの設定・管理の推進に関する検討会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、いであ株式会社の河野と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、環境省自然環境局の奥田直久局長より開会の御挨拶をいただきましたと思います。

- 奥田局長 皆さん、こんにちは。環境省の自然環境局長の奥田でございます。本日はお忙しい中、「OECM の設定・管理の推進に関する検討会」に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

この検討会は 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標、いわゆる 30by30 目標の達成に向けたその主要施策である OECM の設定・管理を進める、これに当たって有識者の皆様から助言をいただくというものでございます。

30by30 目標は、御承知のとおり今年の 12 月にカナダのモントリオールで開催される生物多様性条約の第 15 回締約国会議、COP15 の第 2 部で決める予定でございます。これは生物多様性に関する新たな世界目標の一つとなるわけでございます。

30by30 の目標の実現に向けて鍵となるのが、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域、いわゆる OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) の設定・管理の推進ということであります。

OECM を日本国内でどのように展開していくのか、2020 年度から本格的に検討をしてまいりました。昨年度までは民間の取組等によって生物多様性保全が図られている区域を環境省が認定する仕組み、これを中心に検討いただいてまいりました。また、来年度からの正式認定開始に向けて、今年度はその認定の仕組みを試行する段階にきております。OECM 関連予算は来年度の重点施策の中にも位置づけられておりまして、そのような意味でも今年度の試行、この委員会での検討というのは非常に重要な意味を持つものと考えております。

石井座長を初め委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い視点から忌憚のない御意見をいただければ幸いです。最後になりますが、本日は関係省庁も含めて 300 名を超える非常に多くの方々に御参加いただいております。改めて御礼申し上げるとともに、引き続きの御協力をお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

- 事務局・河野 奥田局長、ありがとうございました。初めに御説明させていただきますが、本日の検討会につきましては Web 会議での開催となっております、委員

の皆様はオンラインで御出席いただいております。また傍聴希望の御登録をいただいた皆様にも傍聴いただいておりますので、よろしくお願いたします。

次にお手元の資料の確認ですが、議事次第に記載の資料一覧につきまして、不足の資料がございましたら事務局にお知らせください。

続きまして、出席者を御紹介させていただきます。初めに事務局より委員の皆様を御紹介させていただきます。

大阪府立大学名誉教授で、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長の石井 実 委員です。

- 石井委員 石井でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、慶應義塾大学環境情報学部教授の一ノ瀬友博委員です。
- 一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、NPO法人 Green Connection TOKYO 代表理事の佐藤留美委員です。
- 佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所エグゼクティブフェローの竹ヶ原啓介委員です。
- 竹ヶ原委員 竹ヶ原と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、一般財団法人林業経済研究所所長の土屋俊幸委員です。
- 土屋委員 土屋です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、NPO法人いわて地域づくり支援センター代表理事で、岩手大学農学部名誉教授の広田純一委員です。
- 広田委員 広田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門、海洋生物環境影響研究センターのセンター長の藤倉克則委員です。
- 藤倉委員 藤倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、国立研究開発法人森林研究整備機構、森林総合研究所生物多様性気候変動研究、主任研究員の森田香菜子委員です。
- 森田委員 森田です。よろしくお願いいたします。

- 事務局・河野 続きまして東京大学大学院農学生命科学研究所の教授の八木信行委員です。
- 八木委員 八木です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、国連大学サステイナビリティ高等研究所シニアプログラムコーディネーターの渡辺綱男委員です。
- 渡辺委員 渡辺です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 また本日は自然共生サイト（仮称）審査委員会試行版の委員長でもあります京都大学の森本幸裕名誉教授にも御参加いただいております、前期の試行審査につきましてコメントをいただく予定となっております。
- 森本委員長 森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 よろしく申し上げます。そのほか議事次第にございますように、事務局のほか、環境省関係課室、及び関係省庁からも傍聴、オブザーバー参加いただいております。

続きまして、座長につきましては昨年度に引き続き、石井委員にお願いしたいと思っております。石井委員、よろしくお願いいたします。

会議の進め方ですが、設置要綱及び進め方につきましては事前に資料をお送りさせていただいているため、改めての御説明は時間の関係で省略させていただきます。本会議においては、委員、オブザーバーの皆様は御質問がございましたら、挙手ボタンにてお知らせいただくか、「よろしいでしょうか」と一言お声掛けください。また、傍聴の皆様は御発言いただくことはできませんので、御了承ください。

それでは議事に移らせていただきます。ここからの進行は石井座長にお願いできればと存じます。石井座長、よろしくお願いいたします。

2. 議題

- 石井座長 改めまして、石井でございます。よろしくお願いいたします。今年度も進行役ということで務めさせていただきたいと思っております。本日はその他を含めまして3件の議題が予定されております。活発な御議論をお願いします。

それでは早速ですが、議事の1「OECMの設定・管理を推進するための取組について」ということで、事務局から御説明をお願いします。

(1) OECM の設定・管理を推進するための取組について

- 環境省・小林課長補佐 石井座長、ありがとうございます。皆さん、お世話になっております。環境省の自然環境計画課の小林です。それでは、資料1に基づき説明させていただきます。

まず、経緯も含めて OECM 全体の動きを御説明します。先ほど冒頭、局長の説明からありましたように、令和2年度から皆様から助言をいただきながらこの OECM の検討を開始しております。今年度は本日を含めて3回ほど予定しております。この検討会では自然共生サイトの個別認定、それからそれ以外の OECM の設定・管理、そしてこれらを推進するための取組を検討事項としております。

これまではどのような場所が OECM になるのか、そしてどのような基準が必要か、を議論させていただきました。来年度からの個別認定開始に向けて今年度は試行、いわゆる実際の現場の事例を元にケーススタディを実施しているところでございます。前回の検討会は3月でございました。それから本日までに大きな動きがございました。それがこの「30by30 ロードマップ」です。日本においてこの30by30 を目標達成に向けてどう進めていくか、このロードマップを4月に公表しました。このロードマップの主要施策の一つが OECM です。

こちらは様々な取組の相関図になっております。目標達成に向けた施策、そしてそれを後押しする施策、各事業を連携しながら目標達成に向けて進んでいきたいと考えているところです。現在このロードマップに基づき OECM の検討を進めているところですので、具体的にどのようなことを検討しているか御説明いたします。

まず一つ目、自然共生サイトの認定です。令和5年度から正式に開始して、100か所以上の認定を目標として今年度は試行をやっております。詳細な次の議題2で御説明させていただきます。

この自然共生サイトの個別認定、これを進めていく上でもまだまだ課題が多いと考えております。そこで以下2つの調査事業を開始しました。一つ目が「里地里山」です。里地里山は、自然共生サイトの重要な候補の一つです。一方で、ある一定の範囲を対象とする場合には、範囲の中に複数の土地所有者が存在したり、境界が明確でなかったり、関係者の考え方が様々であったりなど、課題が多いと

考えております。では里地里山においては、どのように自然共生サイト認定に向けて捉えていくべきか、これを4か所ほど事例として調査をしていきたいと考えております。

そしてもう一つ、自然再生・劣化地の回復です。まずは、今現在、生物多様性のポテンシャルが高いところを捉えていくことが重要です。一方で、生態系ネットワークを意識した上でもやはり回復が必要な場所や、将来的な自然共生サイトの候補のような場所においては、健全な生態系への回復・保全を進めていくことが重要です。では、どのような場所の再生・回復が必要なのか、どのような劣化パターンがあるのか、またそのパターンに応じた回復手法は何か、まずこれを整理していきたいと考えております。

続いて団体との連携協定です。いわゆる認定を効率的・省力化していくためには、団体と連携していくということも非常に重要です。例えば、既存の民間の認証制度です。ここにありますように、ABINC 認証とか、SEGES 認定。いわゆる都市の緑地を捉える民間認証制度があります。このようなところと連携を進めていくことで省力化、効率化を図っていききたいと考えております。また社寺林なども OECM の重要な候補の一つです。社寺林の OECM 登録を目指していくために、関係団体との連携の可能性について検討を進めているところです。

そしてもう一つ、国の制度に基づく OECM です。森林、港湾、河川、都市の緑地についても適切なものについて、OECM として今後は整理していきたいと。そのために関係省庁とも引き続き調整・検討を進めていきたいと考えております。なお、環境省では国民公園の一つである新宿御苑も OECM の候補と考えているところでございます。ここまでの主に陸の取組でございます。

続いて海です。海については昨年度、いわゆる海の OECM とは何か、その考え方を整理してきました。その中で沿岸、そして沖合、大きく2つに分けて考えていくとしたところです。沿岸については自然共生サイトの試行や調査を実施しながら考えているところです。また、東京湾の再生など、国土交通省や海上保安庁が進めている取組に対しても、一緒に何か出来ないかと検討を進めているところです。沖合域については、今後どのように整理出来るか、どのような場所が沖合の OECM の適地になるか、それを検討するために令和5年度の概算要求に必要な経費を盛り込んだところでございます。

続きまして議題2の話にもやや重複しますが、試行前期を通して様々な課題が見えてきました。例えばモニタリングです。モニタリングはやはり非常に重要です。一方で、サイト管理の本来目的も様々です。そして、広大な森林から工場緑地、ビオトープなど、タイプもサイズも様々です。やはり一律に同様のモニタリングを課すというのはなかなか難しく、また過度な負担にもなりかねません。そのために現在の認定基準案においても、土地の大きな改変を予防できる場合には柔軟な対応をも考えていますが、モニタリングが必要なサイトにおいても、継続可能な簡易的な手法が重要だと考えています。

そこでなるべく簡易な手法、誰でも取り組めるようなもの、それを開発していきたいと。そのときに注目したいのが昆虫の普通種です。環境省ではここにあるように、「昆虫20選」を昨年度、業務の中で考えました。カブトムシとか、ショウリョウバッタ、皆様には馴染みのある昆虫だと思います。このような昆虫を生息環境と紐づけ、この昆虫をモニタリングすることで生息環境、いわゆる場の健全性の状態も見ていきたいと思っています。参考資料3にこの「昆虫20選」を付けておりますので、ぜひ御覧になっていただければと思います。これは身近な自然に触れること、愛着を持つということが、OECMの大きな効果、ポイントの一つだと考えています。OECMとして身近な自然を保全していく、そしてそれが全体の保全にもつながっていく、このようなことを期待したいと思っています。さらに将来的には、ここにありますように衛星画像等を活用しながら開発状況、場の変化がないかどうかということも考えていきたいと思っています。

そしてもう一つ、伴走支援・助言です。申請や事務的手続きへの支援というものがあれば、生物の調査、そしてサイトの管理、さらに認定された場所をどう地域へ活用するか、応用を含めて、認定後も含めて様々な助言、伴走体制、支援が必要だと思っています。それを構築していきたいと考えています。これらについては認定ツールを促進するための取組ではありますが、このようなツールを活用しながらも生物多様性保全の継続、さらに質の向上、そして地域への貢献につながっていききたいと考えています。

このような施策を展開するために、今年度は以下の体制で考えています。まず、本日のこの全体のOECMの検討会、そして議題2で御説明します、いわゆる個別の審査の話、さらに後ほど参考で説明しますが、インセンティブ、見える化、こ

これは別途検討会を立ち上げていきたいと思っています。インセンティブはもう立ち上がっています。これはやはりそれぞれが個別に議論することが重要だということで、特化したものを立ち上げているところです。

続いて少し参考的な話もしたいと思っています。国際的な動向として 2010 年に愛知で OECM の概念が生まれて、その後検討が進みながら 2018 年、C O P 14 で定義が決まりました。そして最近では 30by30 の目標が見えてくる中で、OECM がますます盛り上がりを見せている状況でございます。このような中、日本としても我が国の OECM、いわゆる「日本型 OECM」、このようなものを言うべき考え方とか、取組を国際的にも発信して理解を得ていくことがますます重要になってきていると考えております。

続いてもう一つの参考情報、いわゆるインセンティブに関してですが、先ほどの体制で申し上げましたように、インセンティブについては非常に重要です。必要性も以前から御指摘いただいております。そのため今年度からインセンティブの検討会を立ち上げました。ここにありますように、いわゆる環境価値の売買手法、いわゆるクレジット化の可能性も含めて、そのほか税制、寄付、ふるさと納税等、既存の仕組みの活用も含めて、幅広くどのようなインセンティブが出来るか考え始めたところです。まだスタートしたばかりなので具体的なものはこれからですが、どのようなものが皆様にとって役に立つのか、インセンティブになるか検討を進めていきたいと思っています。

そしてもう一つ、30by30 アライアンスです。30by30 はやはり国・官だけでなく、民間の皆様、地域の皆様、自治体の皆様、団体の皆様、個人の皆様、皆さんが一つになって進めることが重要で、効果的です。そのために 4 月に立ち上げました。現在、270 者を超える団体に入っております。この 30by30 アライアンスが、これからこの 30by30 を進めていく上で大きな母体となります。さらに参加者を募っていきたいと思っています。

そして、「見える化」です。30by30 を進めていくためには、単に数字だけに注目するのではなく、重要な場所、効果的な場所、これをいかに保全していくかが重要です。そのためにはまずそれが見える化していきたい。また、単にどこが重要かだけでなく、保全活動の効果の評価も行っていきたい。さらに言えば、価値、評価、様々な情報をインプットすることで見える化の地図がどんどん変化してい

く。それによって、場の変化や、状態の変化をモニタリングできる機能も持たせていきたい、そう思っています。

今、申し上げたようにどこまで出来るかまだまだ、夢物語に近い、理想に近い部分があります。一方、このようなのを実現するためには、やはりデジタル、システム化、このようなものも重要であるため、こちらについても別途検討会を今後立ち上げて、何が出来るか検討を進めていきたいと思っています。

以上、OECMに関連する取組の現状の説明です。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。前は3月でしたので、半年ぶりの開催になっていると思います。今回から新しく森田委員が入られています。ここは総論部分ですから一問一答というよりは、最初に委員の皆様から御質問とか御意見を伺って、まとめて環境省のほうからお答えいただければと思っています。森本委員もご遠慮なく質問してください。

それでは下のほうに「手のひらマーク」があると思います。挙手ボタンですが、これを押し込む形で発言の意思を示していただけますでしょうか。私のほうで順番に指名させていただきたいと思います。

では、渡辺委員、お願いします。

- 渡辺委員 御説明ありがとうございました。5ページの「自然共生サイト認定促進に向けた調査」というところで一つお願いです。

これまでの委員会で OECM 一つ一つの認定というのもとても大事ですが、保護地域の施策、OECM の施策、そして生態系の回復、あるいは自然再生の取組、そのようなものがばらばらではなく、一つの広域のランドスケープの中でどうネットワークを図っていくか、どうデザインしていくかがとても大事になるという意見を申し上げてきました。そのような意味で、ここに上げられている里地里山認定促進に向けた調査、あるいは自然再生・劣化地の回復のための調査というのは、最後に説明があった生物多様性の見える化のための事業と相まって、とても大事な調査になるのではないかと思います。この調査の今後の成果について、この検討会の場でも共有していただければありがたいというのが一つ目のお願いです。

それから 10 ページの「参考」の一つ目ですが、「国際的な動向」というところで、「日本型 OECM」を発信していくというお話をいただきました。OECM を巡っての国際的な議論、様々な場で活発に行われていますが、その中で様々な考え方が

あると感じていて、例えば人間活動の影響があまりない、自然性の高い場所を対象にしていくべきだという意見もあり、逆にそのような人間活動で育まれてきた二次的な自然環境こそ OECM にふさわしく、そのような場所も大事であり、対象にしていくべきだという意見もあります。

そのような中で、日本からどのようなことをポイントにしてこの日本の OECM の特徴というのを発信していこうとしているのか、現時点での考えをお聞かせください。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では、森田委員、お願いします。
- 森田委員 森林研究所の森田です。3点ほどコメントと質問をさせていただきたいと思います。

まずスライド9で、「今年度の検討体制」というのがありますが、OECM は生物多様性条約の下で議論されてきたものだと思います。今この TNFD の議論やネイチャーポジティブな経済といった条約を超えた議論がいろいろある中で、OECM の観点のみに焦点を置いた経済的インセンティブだったり、その中での様々な整合性を話したりするだけでなく、ネイチャーポジティブな経済の議論や TNFD の議論などとの整合性、関係性というものも企業などのインセンティブを考える上では大事だと思います。そのような点も今後は検討されるのかどうか一つ目の質問です。

2つ目が、なぜそれを質問しているかということにも関係しますが、様々な取組に関してレベル感が異なっていたり、面積も異なっていたりすると思います。その中で、様々な取組を行うことで、ステークホルダーの行動変容をどのように変えられるか、という観点も様々な取組から考えていく必要があるのではないかと思います。単に様々な事例があるということで終わるのではなく、そのような様々なレベル感の取組からどのようにステークホルダーの変容につなげるかという観点が大事であると思います。

3つ目が「モニタリング」について、スライド8で「簡易モニタリング」の話がありましたが、私はモニタリングの専門ではないのですが、あまり簡易にしまうと、逆にすごく頑張ってきた人たちにとってはインセンティブにならない可能性もあると思ったので、一律にこのような一つのモニタリングの方法にするのはどうか、頑張った人たちはもっと評価されるような方法も検討されるのか、こ

の3つについてコメントさせていただきました。

- 石井委員 ありがとうございます。では土屋委員、お願いします。
- 土屋委員 今の森田さんの御意見は渡辺委員の御意見とも被るのですが、5ページ目のところで、「自然共生サイトの認定促進に向けた調査」が始められるということで、これは私も非常に重要なことだと思っています。既にかなり実績があるような、そのようなところをしっかりと認定することも重要だと思いますが、やはり OECM の目標としては、今現在、様々な条件から、非常にポテンシャルはあるけど認定に至らない部分をどうやってすくい上げていくか、支えていくかということが非常に重要だと思っています。

そのような意味で言うと、今、里地里山は思ったより自然共生サイトには入っていないというところがあって、どこが難しいのかというところを実際に調査するのは非常に重要だと思っています。これはまだ始まっていない気がしますが、もしこの4か所の調査地を具体的に検討されているなら教えていただきたいというのが1点です。

それからもう一つ、モニタリングの8ページのところですが、これまでどなたが発言したかは覚えていないのですが、「モニタリング」というと環境省がやられている生物多様性センターを中心に行っているモニ1000、高山から河川や海岸域まで含めて里地里山をやっているわけですが、モニタリングについてはしっかりやってきているわけですね。逆にそのようなモニタリングをしっかりやっているところをどんどん取り込んでいく、そのようなことは必要な気がするのですが、これについても御検討されているのかどうかというのが2点目です。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では藤倉委員、お願いします。
- 藤倉委員 2つほどコメントです。まず1つ目が7ページ目で、先ほどの御説明で、「沖合域の今後の OECM の検討」を実施するために、来年度の概算要求を行っており、来年度から本格的に取り組む予定であると理解しました。ただし、予算が、もし十分認められなかったとしても来年度からいろいろ検討を始めていただけることを希望します。

もう一つが9ページ目の、「生物多様性見える化検討会」ということで、最近「デジタルツイン」という概念がかなり注目され始めています。これは生態系や

多様性などをコンピュータ上に再現して、様々な環境変化などに対し生態系や多様性などにどのように影響があるかというのを評価出来るようにするというものですが、デジタルツインは今後、加速度的に進んでいくと思うので、見える化検討会の中でもそのような概念を取入れていただければと思っています。

- 石井座長 ありがとうございます。竹ヶ原委員、お願いします。
- 竹ヶ原委員 私からは1点ですが、やはり8ページ、ここにこれから実際に実務に落としていく上での論点が網羅的に書かれているという印象を持っています。やはり既存の国立とか国定公園のような保護区ではなく、民間の取組を幅広く取込んでいきたい、それで30by30を実現するということになるので、なるべく負担を軽減してあげたい、あるいは伴走サービスも含めて認定のプロセス等、あるいはその後のモニタリング等についてもサポートも入れていきたいと、これは全く賛同するところでは。

他方、モニタリングをあまりにも簡易にしてしまった場合の管理体制、これの長期の継続をどう担保するのかというところ、ここがすごく難しいという印象があります。その前提として、今回、認定する場合には、その認定期間をどのように設定するのか、そこにも関わってまいりますし、別途検討されている経済的インセンティブ、もしクレジット等を発生させたり、ミチゲーションバンキングのような形に結び付けるとすると、なおのこと当初想定された管理が一定期間きちんと継続されていない限り、裏づけのない経済価値を流布させることとなりますので、この辺が安定しないと民間企業は安心して入ってこれられないのではないかという気がします。

先ほど森田委員がおっしゃっていた TNFD とか企業価値にこの自然資本が非常に重みを増していますので、ここをうまく使っていく上でも簡易性としっかりとしたモニタリングをどう両立するか、これについて経済インセンティブとの関連も含めて、後ほどコメントいただきたい。

- 石井座長 ありがとうございます。八木委員、お願いします。
- 八木委員 かなりの部分で賛成が出来るのですが、2点、質問やコメントがございます。

1点目は7ページで、「沿岸の干潟や里海などを自然共生サイトとする」ということですが、水産庁と全魚連と内水面の魚連が一緒になって、各地の磯焼の防止、

など「水産多面的機能発揮対策支援」と称しているのですが、そのようなのをやっていますので、環境省さんから水産庁にコンタクトされて連携をとったらいんじゃないかと思いました。

2つ目が、11 ページにあるオフセットの考え方です。これはカーボンオフセットのように無機物を交換するものであればあり得ると思いますが、生態系は複雑ですので注意が必要です。例えばある生態系は固有の絶滅危惧種の重要なハビタットになっているけど、そこを潰して別のところを守ります、オフセットです、というようなことを安易にすべきではないと思います。ですから、生態系同士のオフセットはそのような議論もあるということをよく把握していただいて、慎重にやったほうがいいと思いました。

- 石井座長 ありがとうございます。では一ノ瀬委員、お願いします。
- 一ノ瀬委員 私からは1点だけですが、昨年度 OECM と自然共生サイトの言葉の定義の整理をしていただいて、これからは「自然共生サイト」で行けるのかなと思っていたのですが、今御説明いただいた資料の中にも両方の言葉が乱れ飛んでいるんです。それがどのような整理になっていて、どのような方針なのかというのを簡単に教えていただければと思います。
- 石井座長 ありがとうございます。では、佐藤委員、お願いします。
- 佐藤委員 私からは何点かございます。一つは、6 ページのところですが、「OECM の設定・管理」ということで、社寺林や庭園等についての記載があります。都市の緑地は面積が小さかったり、屋敷林や農地など以前はセットで存在していたものが開発でバラバラになっていたりします。これらを「生態系のネットワーク」という視点で再度つなぎ直して、まとめて認定をしていくという手法も必要だと思います。「団体の協定」ということでは、官民連携で市民緑地として存在したり、市民団体が私有地等の保全をしている場所もありますので、そのような箇所について取りこぼしがないようにしていただきたいと思います。

2つ目ですが、8 ページのところ「市民参加」について記載があります。先ほどほかの委員の方からもモニタリングについてお話がありましたが、私もこの「モニタリング手法の開発」が非常に重要だと思います。私どもも、企業の方から、実際に OECM の認証が下りた後はどのように管理していけばいいのか、モニタリングはどれぐらい費用が掛かるのか、との相談を多く受けます。簡易モニタ

リングといった手法は必要ですが、それと同時に、別途専門家による調査も定期的に実施するなど、双方を両立させていく必要があるかと思えます。

また市民参加を想定という件では、市民の方々に緑地の価値を知らせるためにも、必要な項目と思えます。一方、民有地に市民が入ってくるとなると、民間の企業や事業者、個人の方はそのようなことに慣れていないということもあり、きちんとルールなど取り決めしておかないと、トラブルになってしまう可能性があります。安心して楽しく市民参加で確実な調査が出来るよう、そのような仕組み、つまり中間支援の手法を取り入れていく必要があると思えます。

3点目が、里地里山の件です。農業者が継続して管理しているからこそ存在している植物種、絶滅危惧種がたくさんあります。管理が継続できなくなれば、植生も失われてしまうため、積極的に OECM の認証をしていきたい場所です。例えば開田高原の木曾町は、『日本で最も美しい村連合』という NPO 法人のメンバーですが、ここに掲載されている町や村には希少な植物が多くあります。しかし、どこも小さな町や村ばかりなので、財政的に非常に厳しく、植生を維持する担い手確保も難しい。そこで 11 ページで御説明がありましたインセンティブを付与していく、企業緑地を持たない企業がサポートをする仕組みなどを導入していく必要があります。また自治体の方々にもその貴重さを認識してもらうため、環境省から OECM について説明し、サポートしていくことも重要です。

最後に、OECM の連結性は非常に重要と思えます。今回は「新宿御苑」の話がありましたが、都市公園は民間緑地や小規模緑地の間のつなぎ手としての重要な役割があります。私は丘陵地や崖線などまとまった緑地で OECM の推進を検討しておりますが、都市公園の存在が連結性を保つために大きな役割を果たしています。一方で、基礎的自治体の方々が OECM について知らないという状況がありますので、自治体への説明も進めていただきたいと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では広田委員。
- 広田委員 5 ページに里地里山の件がありますが、その課題として所有者の問題とか、境界の問題が上がっていたのですが、それに加えてさらに大きな課題があります。そもそも特に里地、農地の維持自身が困難になっている地域がたくさんあり、その傾向は将来的に加速していくという見込みが高いわけです。そこを何とかしないと、人の手が加わることによる生態系の保全も出来ないわけです。

それで2つ申し上げたいことがあって、一つは、農地の保全のために今、農水省が中山間地域等直接支払とか、多面的機能支払という制度を作って、農地とか水路の維持のための支援をしているわけですが、そのような制度との何らかの連携というのを考えていかないと、面的に里地里山を大きく OECM に取込んでいくというのは難しいかなというのが一つ。

それからもう一つは、設定した後のモニタリングというか、管理ですが、農地とか水路を設定時のままずっと維持するというのはかなり難しいと思っていて、例えば畑が放棄されても最低限、草刈だけはやってもらうとか、あるいは水田の場合も水面がなくなることが非常に大きいので、例えば水面のビオトープみたいな形で管理して、今の環境を維持するとか。やはり里地里山独特の管理方法、省力的な管理方法があると思うので、そこら辺もぜひ検討していただければと思います。以上です。

- 石井座長 どうもありがとうございました。本当に幅広いご意見を伺ったと思います。環境省のほうですべてお答えになるのは難しいかもしれませんが、よろしくをお願いします。

- 環境省・小林 御質問・御意見ありがとうございました。一つ一つ丁寧に答えていきたいと思っていたのですが、まとめられるものはまとめたいと思っています。

まず一つ、里地里山の調査について様々な御指摘、御意見をいただきました。おっしゃっていただいたように、調査結果は随時この検討会でも御報告させていただきたいと思っております。また、どこで調査するかについてはこれから候補を選んでいくこととなりますので、それについても結果、進捗と併せて御報告させていただければと思っております。また、広田委員からも御指摘いただきましたように、単に所有や境界の課題だけではなく、サイトの状況や管理についても考えていきたいと思っております。また、「自然共生サイト認定」ということで、認定することでその場所が認知されやすくなるので、様々な支援がしやすくなる、どこに注力すればいいかというのを見える化することが出来ると思っております。それを支えるための組織が 30by30 アライアンスであり、何かマッチングとか様々な支援が出来ないかを考えていきたいと思っております。あとはご指摘いただきましたように、関係省庁、里地里山については特に農林水産省ともいろいろと連携出来ないかどうか考えていければと思っております。

そしてもう一つ、いろいろ御指摘いただいた「モニタリング」についてです。こちらは一律に同じモニタリングというわけではなく、様々なタイプが重要なんだと思います。「タイプ」というのは、今後、サイトの評価について、経済的インセンティブ含めてどのように議論が進んでいくかにもよりますが、ここはしっかりモニタリングをやらないとまずいような場合はしっかりとやっていく必要があります、そのような場所はモニタリングが必要だと。一方で、簡易的な方法でのモニタリングでも良い場所については、我々からも市民参加型含めて簡易的な手法を提供出来るようにしていきたいと考えています。

また既にモニタリングサイト 1000 でやっているような場所は既にモニタリングの場として出来上がっていますので、そのようなところを自然共生サイトとして取組んでいくということが出来ないかと。いろいろ考えは進めているところですが、まだ具体化はこれからになっていくと思っていますが、しっかりとやっていきたいと思っています。

それから渡辺委員から、いわゆる「日本型 OECM」とはどのようなものかという御質問をいただきました。これについては令和2年度からこの検討会で、日本の OECM はどのような場所か、様々な御意見や御議論をいただきました。その過程の中で、自然環境保全を目的にしているような場所、ナショナル・トラストとか、バードサンクチュアリ、そのようなところだけでなく、本来目的が違っても、例えば里地里山とか、森林施業地、それから都市の中の緑地、屋上の緑化もそうですが、そのようなところも生物多様性保全に貢献しているようなところは積極的に「日本の生物多様性保全を高める場所」として重要である、このような場所を OECM として捉えていくことが重要だという御議論をいただいて、いわゆる「日本型の OECM」として取りまとめさせていただいたところです。

一方で、OECM については国際的には様々な考えがありますので、日本型の OECM は生物多様性保全の効果があることを世界に発信し、理解いただきたいと、そう考えているところでございます。

また、そのほか御指摘いただいたもので、例えば森田委員からいただいた経済的インセンティブの部分、おっしゃるとおりネイチャーポジティブや、TNFD など、自然環境計画課の中でも様々な議論を進めています。引き続き、議論がバラバラにならないように整合性を図っていきたいと考えているところです。

また藤倉委員から御指摘いただいた海域について、予算の話はおっしゃるとおりですので、そこは状況によらずきちんと沖合の OECM についても検討を進めていけるよう関係省庁と調整しながらやっていきたいと思っております。また、見える化についても、これからいろいろ検討を進めていく中で、おっしゃっていた「デジタルツイン」のような技術を取込んでいけるかどうかも含めて考えていきたいと思っております。その際に、やはり海域についても、八木委員から御指摘いただいたように、環境省単独で行くものではなく、水産庁始め関係省庁と様々な面で連携させていただきながらやっていきたいと思っております。

また、経済的インセンティブのクレジット化について、御指摘はそのとおりでございます。生物多様性は、CO₂のように単一の物差しで測ったり、取引することが簡単なものではございません。一方で、これまでも生物多様性のオフセットの議論はなされてきており、なかなか難しいということでしたが、今回は「自然共生サイト」という場を捉える動きが出てきました。おっしゃるとおり、クレジット化によって生態系全体を破壊するということではなくて、うまく両立するような形で何か考えられないかと思えます。御指摘のように、慎重に考えながらやっていきたいと思っております。

そして一ノ瀬委員からご指摘いただいた、OECM と自然共生サイトの言葉の違いについて御説明します。自然共生サイトは、保護地域の中であっても、外であっても、認定していく。そして、認定していった場所のうち、保護地域になっていないのを OECM として整理するというところでございます。そのため、OECM は、保護地域になっていない自然共生サイト、団体との連携協定で整理していくような場所、新宿御苑など国の制度で管理されているような場所、大きくこの3パターンが OECM になるであろうと。自然共生サイトは OECM の一つの要素、一部だと考えていただければと思っております。

また佐藤委員から、屋敷林や農地の生態系ネットワークをつなげていくことの必要性を御指摘いただきました。今日説明は出来なかったのですが、現在、「調査事業」ということで、屋敷林であったり、都市の中の点々としているような緑地、それから崖線も含めて、いかに生態系ネットワーク全体を意識してつなぐことが出来るかどうか、これを今、課題調査として実施しています。本日の検討会では結果・進捗についてご説明が出来なかったのですが、次の検討会ではこの課題調

査についても生態系ネットワークをつなげていく上では重要なものに取り組んでいますので、御説明、御報告が出来るように進めていきたいと思っております。

また、このような取組を進めていく中で、自治体さんにまだまだ浸透していないのではないかという御指摘を重く受け止めて、これからも自治体さんと意見交換をして連携しながら、地域にとって意味のある、そして地域を支えていくような仕組、取組にしていきたいと思っております。

ざっと回答しまして、コメントについては御礼申し上げましたが、もし漏れているものがあれば御指摘いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- 石井座長 では少し時間的に押してしまして、多分、2番目の議題のほうが今日のメインかなと思っておりますので、先に行かせてください。2番目の議題でございます。「自然共生サイト（仮称）の試行について」、まずは事務局から御説明をお願いします。

(2) 自然共生サイト（仮称）の試行について

- 環境省・小林課長補佐 それでは資料2-1を御覧ください。試行認定の前期の結果について御説明したいと思います。

まず、振り返りも兼ねてですが、この「個別認定」というのは大きく4つのステップで考えております。まず、申請、そして予備審査、そして審査委員会による審査、そして認定していく。試行はこのステップを、プロセスを現実的に実施した場合にどのような課題があるか、どう改善すればよいか、これを今年度以前期と後期の2回に分けて行うものです。今般、前期が終わりましたので、その報告をしたいと思っております。

前期については5月～9月にかけて申請書作成、事務局予備審査、審査委員会、そして結果の通達、このプロセスを実施しました。今回、協力いただいたのは23サイト、資料2-2のとおりです。森林から都市の緑地、工場緑地、里山、保育園ビオトープと非常にバラエティ豊かで、どれも魅力的でしたので、本当は一つひとつその魅力を御紹介して御説明したいのですが、時間も限られているので資料2-2については資料配布で御了承いただければと思っております。

では、プロセスごとに何をやったのか、そしてどのような課題があって、どう改善していきたいのか、それを個別に説明していきます。まず、申請書作成です。

これについてはまず事務局で様式、記入例、解説書を用意しました。そしてオリエンテーション実施、それから専用のWEBサイトを開設し、Q&A、そのようなものを行いました。

一方で、協力者からは以下のような意見をいただいております。様式が分かりづらい、専門用語が難しい、何を添付すればいいのか分からないなど。また、個別具体的話としては、土地所有状況を確認する書類として、不動産登記簿謄本を用意してくださいとしたのですが、これが大変だと。また、ABINC 認証や SEGES 認定など既存の認証制度を取得されておられる方も多かったです。そのようなときに重複する部分はなるべく簡素化出来ないかという御意見もいただきました。

そのため、ここは事務的ですが、まず申請書の様式を分かりやすく改良していきたいと。さらに、解説書の用意はしたのですが、おっしゃるとおり内容が不十分でしたので、そこを試行前期の結果を踏まえて充実させていきたいと思っております。それからこの土地所有、これについては民法学者、それから弁護士にも話を聞きまして、土地所有状況を確認出来る書類、これを不動産登記情報、不動産登記簿謄本、これに限定しないような方向で後期は考えていきたいと思っております。それから既存認証制度、これは議題1でも説明しましたとおり、効率化に向けて連携の在り方を引き続き検討していきたいと考えているところです。

続いて事務局の予備審査プロセスです。事務局では提出された書類を元に、必要な事項が記載されているか、基準に適合しているか、添付書類があるかどうか、これを書類審査として全サイトで行いました。そして約半数のサイトでは現地確認も行いまして、書類では分からないようなもの、そのようなところを確認してまいりました。

これについての課題としては、生物多様性の価値、これは後ほど説明しますが、(1)から(9)までいろいろあります。このような価値を確認するために、それぞれ分かりやすい、審査しやすい、価値を確認しやすい資料は何か、それからやはり概要を把握するには写真が重要ですが、どのような写真があれば分かりやすいか。それから生物多様性の価値、それから実際に行われている管理内容、これがどうリンクしているのか、このあたりが審査するとき非常に大変だった部分でございます。

これを「申請書様式の改良」となっていますが、いわゆる様式の中でうまく(1)

から（９）までの価値ごとに必要な添付書類を整理していききたいと。それから写真の撮り方、どのような写真が必要か、これを申請者に分かりやすくすることで、予備審査の効率化、把握も進めていきたい。それから、この価値ごとに管理措置をうまく整理するような形で、予備審査における課題を解決していききたいと思っております。

続いてのプロセスが審査委員会です。この検討会からも渡辺委員、それから広田委員に参画いただいております。10名の委員で成っております。8月9～10日に開催しました。まず、Aチーム、Bチーム、2チームに分けて、約半分ずつ審査いただきました。そして1件あたり説明が5分、質疑審査10分、合計15分、それでも12件ありますので、それぞれチームごとに3時間半、延長して4時間ぐらい審議にかかりました。

また、審査には各サイトの申請者、いわゆる協力者も参加いただきました。その結果ですが、まず進め方です。やはり圧倒的に時間が足りない。1件あたり15分ですから。ただ、それでも2チームに分けても4時間も掛かりますので、なかなか時間を延ばすのは現実的ではないと。そうであれば、やはり事前に内容を確認する工夫が、書類審査も含めて、重要ではないかと。

一方で、申請者に入ってくださいまして、いろいろ質疑応答でやり取りをしました。これが非常に重要だろうと。もちろん、ジャッジの時間は退室いただくという意味ではクローズの時間も必要ですが、やり取り出来ることは有意義であったという意見をいただいております。

そのため試行後期では審査委員会という場を開催する前に、書類確認の時間を確保出来ないか、いわゆる書類の事前審査が事前に出来ないかと考えています。また、この事前審査の結果を踏まえて、審査委員会の場で議論する案件を絞り込んだり、メリハリをつけたり、そのようなことが出来ないかを考えていききたいと。また、審査グループを少し増やすなど、1グループあたりの審査案件数を減らすことで、審議時間を増やすことが出来ないか。このようなことを試行後期に改善していききたいと考えています。

そのほか申請書類についても御指摘いただきました。やはり申請のハードルを上げないほうが良いと、必要な情報は絞ったほうが良い、なるべく簡素化したほうが良い、区域の表示の仕方は統一したほうが良い、そのような御指摘もいただ

きました。

一方で、必要に応じて以下の情報があると、審査はしやすいと。例えば土地利用の変遷、サイト周辺の情報。場所によっては開発した後に造ったりとか、造成したようなところもあります。それから都市の中や、周辺が工場帯など、いろいろあります。そのような意味では、そのようなところについては変遷や、周辺の情報、ネットワークも含めてどうなっているか、確認があることが重要であると。

それから、様々なセクターとの連携体制をとっているかどうか、このような情報もあるとよいと。また、課題やアピールポイント、このような情報も欲しいと。そして、やはり科学的に見て価値があるかどうかジャッジする上でも、生物情報はしっかりしていこうと。そのような御指摘をいただいております。これらもやはり申請書の様式をうまく改良することで、このような御指摘をクリア出来るようにしていきたいと考えているところです。

そして、その他全般についても御指摘をいろいろいただきました。例えばモニタリングの重要性、伴走支援、現地確認の扱い、ネガティブ情報、インセンティブ、普及・啓発。これらについてはモニタリング、伴走支援、そしてインセンティブは先ほど議題1で御説明したとおりです。現地確認のあり方については、現地確認も出来ればやれたほうが良いというのは、そのとおりです。一方で、時間的、体制、マンパワー、予算的にも限界があると考えております。そのため、例えば自然共生サイトは認定がゴールではなく、むしろ認定がスタートと捉えれば、伴走支援とセットで、認定後も含めて、現地確認の機会を捉えていくというやり方もあるのではないかと考えているところです。またネガティブ情報、このような仕組みも入手出来る仕組みを検討していきたいと思っておりますし、普及・啓発、理解・醸成、地域にいかに浸透させるかということでは、例えば、地域循環共生圏とうまく連携していくことも考えていきたいと、そう考えております。

そして、資料2-2はまた御覧いただければと思いますが、施行前期23サイト全てが試行結果としては認定に相当するという、そのような御審議をいただいております。

私からは以上でございます。

- 石井座長 ありがとうございます。では、ここで審査委員会、暫定的な審査委員会を作っているわけですが、委員長を務められた森本委員のほうからご感想とか、

コメントを簡単にいただければと思います。よろしくお願いします。

- 森本委員 ありがとうございます。森本です。この度は大変重要な OECM という施策の審査委員会ということで、大変緊張しながら関わらせていただきました。数年前に「21 世紀の保護区」という題で、雑誌の『Nature』に十数名の professional が書かれた論文があって、いわゆる「保護区」と言いながら確保するのはいいけど、中身が大事だねという話がいろいろ書いてあって、それで OECM に対する期待が一つ大きなものとしてありました。その論文等を復習しながら、今、小林さんからお話をいただいたことはほとんど網羅していただいているのですが、私が大事だなと思ったことを少し付け加えさせていただきます。

OECM というのは、いわゆる土地なり何なり、緑地なり、いわゆるエリアベースの場所を、単に地域だけでなくマネジメント主体、管理、そのようなこととセットで認証するというところに本質があるように思います。だからこそ意味がある。それで担保出来る価値があるということだと思います。

そうですが、その時に本当にそこがいいのかどうか、モニタリングが出来ているか、それをどう担保するかというのものもあるわけです。それでちょっとまずかったら、順応的に管理しますよみたいな、いわゆる大目的に並ぶことが多いのですが。

それで大変大事だなと思って、これから考えるほうがいいと思ったのは、サイトごとに生物多様性ですからいろいろ事例が出てきたわけですね。小さい事例から大きな事例まで。それでストロングポイントも様々な種類が出てくる。そうすると、そのサイトに適切なゴールをちゃんと最初に設定するかどうかというのが非常に重要で、それに向けて「適切な管理」、「適切なモニタリング」というのがちゃんとセットで考えるということが大事なんだろうなと思った次第です。

あとは、様々な案件の中で、既存の審査の整備体制に関わる SEGES とか、ABINC の話がありまして、それで案件の中に出てきたのですが、例えば SEGES は必ずしも生物多様性ではなくても、いわゆる自然の多様性みたいな、例えば人工林をカーボンオフの吸収源として、ちゃんと持続可能な形で施業しているそのようなところを、水源涵養も含めて認証しようというような事例もあります。ただ、「ネガティブ情報」という話がありましたが、その場所も生物多様性の実態から考えて、もっと大事な生物多様性の問題もあるのではないかとこのときに、その場

所を一つのストロングポイントで認証するということがいいのかどうかという議論が残るかなと思ったんです。すなわち、今はいろいろ基準が考えられていますが、その中のストロングポイントだけでというときの課題というの、一応は認識しておく必要があるかなと思います。

それから、都市などで人工地盤も含めた事例がありました。これは ABINC で既に認証した立派な事例で、TNFD の専門家もびっくりして評価していたという事例で、今回、一応認証しようということになって、それはそれでいいのですが、今後そのようなネイチャーポジティブとか、要するにマイナス的なところをプラスにするような事業としての評価というのを、やはりちゃんとクレジットとして考えていく必要があるかなと思いました。

これは八木委員が、オフセットはいかがなものか、という話もあります。この話はもう何十年も前から私は言っていて、それであまり評判はよくなくて、逆にそれが大事なところの保全が出来なかった原因にもなっている。いわゆる環境アセスが定性的なものが出られないというか、定量的なものにならないことによって守られてこなかった自然というのが、実は結構あるというのが非常に残念なのですが。

この際、プラス方向に、ネイチャーポジティブと関連して、何かマイナスを相殺するというのではなくて、プラスのものを作ったという、その辺の位置づけが出来ないかなと思います。言い方は難しいのですが、従来の言葉を使わなくて、もうちょっとあるかなと思ったりしています。ネイチャーポジティブと合わせて「自然再考」というような言葉も生まれているようすし、この本に関して新たな言葉を考える時かなと思ったりしています。

もう一つは、可能性のあるところとして捉えられていた鎮守の森とか、社叢なんかは今回は出てこなかったのですが、今後やはりぜひ捉えてほしいと思うのですが。僕は長らく様々な方面からこれを研究してきた結果、SLOSS 問題というのがあります。要するに「single large or several small habitat」という概念で、小さくてもたくさんあって、合計として大きな緑地とどっちが生物多様性保全上、意味があるかという景観生態学があって、有名なテーマがあるのですが、これは広い面積を必要とする生き物にとっては小さくても全然意味がないのですが、そうじゃない生物にとっては several small habitat のほうがすごく意味

があったりするんです。これは何十年も前からランドスケープ・エコロジーの分野では有名なテーマになっておりまして、ある程度結果が出ています。それで僕は京都では様々な事例を調べています。

そのような観点からしますと、社叢は実は大きなものから小さなものまであるんです。それぞれ特徴が違って、評価する観点は「社叢だからこれでいいだろう」ということでもないんです。その辺は結構微妙なところがあるなと思って聞いていました。例えば、1 ha あまりしかない平安神宮の森林が、これは110年ほど前に出来たものが、実は環境省のレッドリストのものが、都で捕まらない種のハビタットになっていたりとか、すごい種があったり。それはまさにデザインだけでなく、マネジメントと一緒にセットで維持されているんです。そのような状況と、小さくても意外に知らない種があったり、アリがいたりということもあるんです。

なおかつ、そこが神社に関わる人々の伝統文化行事の場になっているんです。それで価値の「5」で、伝統工芸、伝統行事といった地域の伝統文化に活用されている「自然資源の場」というのがあるのですが、収穫するだけでなく、あるだけで場所として意味があるので、ちょっと考え方を変えるというか、広く読むということが必要だなと思った次第です。

それから、思ったのは環境省さん、あるいは全国的にもっと整備しておくべきマップ、「見える化」というお話に取り組まれているのは大変いいことだと思います。それで事業者とか、市民とか、コミュニティが頑張って、モニタリングは全部材料を揃えないといけないというのはちょっと大変なところもあるので。むしろ、例えば鳥の状況などは、PVA を考えらるともっと広い範囲で考えないと意味がないわけで、それが出来るのは小さい場所の関係者ではなく、環境省さん、あるいはもっと広いところを担当すべき方なんです。なので、それはかなりの部分、出来る条件がそろってきていると思います。それで環境総合の推進費でやっている素晴らしい研究もあるし、かなりの解像度でポテンシャルまでは分かりそうなことは、もうそこまでの段階に来ていると思います。なので、これは環境省さんがやらなければいけないことをちゃんと準備してあるので、やるほうもたくさん資料をしなくてもいいというところもあるし、逆にどこをもっと頑張ればやればいいのかということがそこから分かってくると思います。

ただ問題は、審査会でも議論になったのは、そのようなポテンシャルと実体と

はちゃんと区別すべきだという話です。要するに、これは重要な種の生息場所として意味あります、というのが証拠書類として出てきたのですが、それはポテンシャルであって、実際にそこにいるわけではないという話になって、結局、改めて実態としてそれなりにある種が担保されているという証拠を出して、それで、いいですね、という話になったというのがあります。

この辺は実はどっちが○で、どっちが×ということではなくて、これは両方意味があると思っております、この辺を今後は考えていただけたらというのが、とりあえず僕からのコメントです。ありがとうございました。

- 石井座長 ありがとうございました。ここの部分でまた委員の皆さんから御意見を伺いたいのですが、時間がちょっと厳しいので、小林さん、すみませんが、続けまして、認定基準の修正、それから後期の自然共生サイトの試行についてのご説明を要領よくお願いします。

●

(2) 自然共生サイトの試行について

- 環境省・小林課長補佐 まず、認定基準についてですが、昨年度に案を作りまして、そして今年度、令和4年度に作り上げた案を用いて認定実証事業前期を実施しました。今般、前期を実施してみて少し修正したほうがいだろう、また全体を見直して、少し分かりづらいところを修正しようと思っております。それで今回、改めてこの検討会で認定基準をお示しし、よろしければこれを用いて認定実証事業後期を実施していきたいと思っております。

基準は大きく4つです。「境界」「ガバナンス」「生物多様性価値」「管理の保全効果」です。特に試行前期で御指摘いただいたり、実施してみて修正が必要な場所、幾つか主なものを御紹介します。

境界に関して、これは「地理的に画定されたこと」というのがありますが、表示の統一性がないというのがありました。これを解決するためになるべくGISデータの提出をお願いしたいと思っております。そのためにGISデータの作成マニュアルを用意させていただこうと思っております。一方で、やはり何か諸事情によってGISデータ作成が困難な場合もあるかと思っておりますので、そのような場合は引き続き紙ベースでの提出というのも残していこうと考えています。

続いて、ガバナンス管理に関する基準については、これは先ほど申し上げまし

たように、統治責任者、いわゆる土地所有者とか、管理責任者を特定することについて少し重めの書類の用意をお願いしていたところがありましたので、これなるべく簡素化だったりとか、幅広にすることで、確認書類を緩和する方向でいきたいと思っております。

続いて生物多様性の価値、これは（１）から（９）まで様々ございます。本当に様々なタイプの価値を捉えていこうとするものです。今回実施してみて、主に意見があったのが（１）と（５）と（８）です。

（１）については、既に重要性が認められている場、現在、環境省の基準では重要里地里山、重要湿地、このようなところを挙げています。それ以外については事例を挙げておりませんでした。そうすると協力者の皆様から、例えば重要文化的景観、江戸のみどり登録緑地制度、このようなものを取っていると、様々な制度を挙げていただきました。一方で、どの制度が生物多様性の重要性について既に認められているのかというのが、事務局としても整理が不十分で混乱を招いてしまった部分がありました。そのためこれについては既存制度、これを根拠にする場合は、それが生物多様性の重要性によって選定を受けたことが分かる、ここを根拠にしていきたいと思っております。いわゆる、「何らかの認証を受けている＝OK」というのは、まだ検討が不十分ですから、生物多様性の重要性があることをもって選定された、ということが分かることを求めていきたいと。そのことについて、解説のマニュアルにも記載していきたいと思っております。一方で様々な認証事例やその考え方について、引き続き情報を集めることで、なるべく既存制度との整合性、制度連携というのを考えていきたいと思っております。

続いて（５）、伝統文化のために活用されている自然資源の場です。試行前期では、送り火とか、アイヌ文化の保全伝承のために提供するというのがありました。そのときに、これから資源を提供するというサイトもございました。果たして提供開始時期が「これから」であってもこの基準を満たしているとして良いのかと事務局では悩んだのですが、審査委員会での様々な意見や議論を踏まえまして、現に伝統文化を支えている自然資源であれば、その提供開始時期に拘らなくてもいいのではないかとということで、提供開始時期は問わない、このように考えていきたいと思っております。

そして（８）、越冬や繁殖など動物の生活史にとって不可欠な場というものがあ

ります。これは、対象とする動物をどのように考えるべきかというのがございました。例えば渡り鳥やフクロウ、シジュウカラなどが試行前期で挙げられたのですが、本当に「その生き物にとって不可欠な場」と言えるのかどうか、事務局として悩んだところがありました。それについては、審査委員会において、希少種に限定しすぎなくて良いのではとか、地域にとっての重要な種は対象にしていったほうがいいのではないかとといったような議論がありました。この（８）については、検討していくべきことがまだ多いということがありますので、試行後期においても引き続き検討させていただければと思っております。

そして、「基準３．イ」ですが、これは（１）～（９）の生物多様性の価値があることを客観的に示しましょうとしていました。一方で（１）～（９）は生物多様性の価値がそれぞれ違います。そのため、それぞれのどのような客観的書類が必要なのか、これを整理することが重要だと思っております。よって（１）～（９）の価値ごとに添付書類を整理していきます。これに伴って「基準３．イ」は「基準３．ア」に整理統合していく、そのような方針で考えています。

そして、管理による保全効果です。モニタリングをどの場所でやったのか、モニタリングポイントの情報も必要であると御指摘をいただきました。そのため、モニタリングをどこでやっているか、この図面も追加していただくような形にしていきたいと思っております。

今、申し上げましたような主な課題と対応案、そのほか全般を見直して修正した基準案を資料２-４として用意しております。試行後期では資料２-４の基準案を用いてみたいと思っております。試行後期を実施してみて、さらに修正が必要な箇所があるかどうか、もしくは今回の修正を元に戻したほうが良いところがあるかどうか、そのようなことを検討しながら来年度の正式認定に向けて今年度、基準を仕上げていきたいと、そう考えています。

続きまして、資料２-５ですが、試行後期について御説明したいと思います。まず試行後期の協力サイトは３３サイトです。前期試行が２３でしたから、１０サイトほど増えました。そしてスケジュールですが、まさに今日、協力サイト決定です。これから申請書作成、それから同じように事務局予備審査、審査委員会を開催しながらやっていきたいと。また結果については、次の検討会で改めて御報告していきたいと思っております。

協力サイト一覧でございます。簡単に上から申し上げます。北海道大学の「雨龍研究林」、日本野鳥の会の「渡邊野鳥保護区フレッシュマ」、積水化学工業の「積水メディカル 岩手工場」、鹿島建設の「日影山・ボナリ山林」、国立環境研究所の「つくば生きもの緑地 in 国立環境研究所」、日本テレビの「所さんの目がテン！かがくの里」、凸版印刷の「総合研究所」、西武鉄道の「飯能・西武の森」、竹中工務店の「調の森 SHI-RA-BE®」、NPO フュージョン長池の「八王子市長池公園」、大日本印刷の「市谷の杜」、長谷工コーポレーションの「長谷工テクニカルセンター」、東京建物の「大手町の森」、キヤノンの「下丸子の森」、日立製作所の「国分寺サイト協創の森」、横須賀市の「野比かがみ田緑地」、YKK の「YKK センターパーク ふるさとの森」、ノトハハソの「柞の森」、キリンホールディングスの「シャトームルシャン 椀子ヴィンヤード」、リコーの「リコーえなの森」、静岡市の「麻機遊水地」、積水樹脂の「滋賀工場保全エリア」、山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会の「奥びわ湖・山門水源の森」、武田薬品工業の「京都薬用植物園」、エスペックの「神戸 R&D センター エスペックバンビの里」、神戸市の「神戸の里山林・棚田・ため池」、里山生物多様性プロジェクトの「南部町のビオトープ」、コクヨ・四万十町森林組合の「結の森」、三菱商事の「三菱商事 千年の森」、北九州市の「響灘ビオトープ」、ツシマモリビト協議会の「トラヤマの杜 貝口 スス山」、日本ナショナル・トラスト協会の「アマミノクロウサギ・トラスト 3 号地」、そのほか 1 者あります。以上、33 サイトで試行後期を実施していきたいと思っております。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。だんだん時間が厳しくなってきましたが、ここの議題では5月～8月に行われました前期の試行について、審査委員長にも参加していただいてコメントをいただきましたが、ここから浮かび上がった課題に基づいて、3月に暫定的に決めた認定基準を少し修正する必要があるのではないかとご説明がありました。それともう一つは、この9月から後期分 33 サイトの審議がこれから始まるわけですが、このことについて簡単に御紹介がありました。

幅広い内容だったのですが、委員の皆さん申し訳ないのですが、これらを全部含めまして、一括して御質問、それから御意見を受付けたいと思います。また委員の皆さん、質問、コメントについては手短にお願い出来ればと思います。それ

では順番に指名させていただきたいと思います。最初は土屋委員、よろしくお願いいたします。

- 土屋委員 一応、私は森林が専門だということで出ているので、これまでの会議でも「森林認証」ということをキーワードとして見てほしいと申し上げていますが、前期・後期の中にもかなり人工林が入っている。それから、森林認証林も入っている。それは天然林も含めてですが、人工林をどう扱ったのかというのが非常に気になるところです。御存じのとおり日本の森林の4割は人工林で、そのところでの生物多様性というのは非常に重要で、このような形で人工林の経営しながら、自然共生サイトにも認定されるということが一つのモデルとして出来ると、これは大きいと思います。

ただし、人工林はどこでもそのような条件があるとは限らないので、そここのころの基準、見極めをどう考えられたのか非常に気になったので教えてください。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。続きまして渡辺委員、お願いします。
- 渡辺委員 前期 23 件に関わってみて、改めて本当に様々なタイプの環境が出てきて、面積的にも 1000 ha 以上もあれば、1 ha 未満もあって、都会のビルの屋上から、山奥の林業地域や高山帯までということで、本当に様々な応募がありました。実際に審査をしてみて、改めてこうやって具体的な例に触れると、今後はどう進めていけばいいかの課題であったり、大事なポイントというのが見えてくるなと思いました。それで先ほどの資料 2-1 でもモニタリングとか、伴走支援とか、現地確認の話とか、審査委員会で議論されて大事な課題として挙げられたことが丁寧に拾われていたのではないかと思います。

それで今、説明があった認定基準についても、これは実際にやってみると、ここは分かりにくいとか、協力者の方がここは悩んだらうとか、評価する事務局のほうも判断が揺れているようなものもあり、審査委員会の振り返りをした議論、それと認定基準についても議論をしたことが、今の修正案にも反映された内容になっていると思いました。

それと、今後は「後期」ということで、この認定基準の修正をしたものも踏まえて後期の試行をして、さらに本格運用につなげていく、制度設計につなげていくことが大事だと思いました。前期の中で一つ印象に残ったことがあるのですが、

棚田のサイトで、実際にやっている農家の人に、この自然共生サイトのことを説明するのが難しかったという話を、応募された協力者の方から聞きました。これはこの共生サイトを広げていく上で、やはり大事なポイントになるかと思ったのが一つ。それから共生サイトは相互にいろいろ共通した課題もあると感じました。サイト間で経験を共有したり、学び合いをしていく仕組みを、伴走支援の仕組みと併せて作っていくことが、今後の制度設計では大事になるかなと思いました。

最後に、既に広田委員、八木委員からも出たように、この共生サイトは様々なエリアが対象になっていて、都市もあれば、農業地域もあるし、沿岸地域もあるということで、この認定の促進なり、認定後の支援ということを見ると、関係する省庁とこの段階からしっかり連携を図っていくことがとても大事なと感じました。以上です。石井座長 ありがとうございます。では八木委員、よろしく願いいたします。

- 八木委員 この認定の試行で有用な情報が集まりつつあると思います。コメントが一つと、質問が一つあります。

コメントは、参加した主体を見ると企業がかなり多いというのが注目されます。これは非常に心強いことだと思います。CBD や IPBES などでも企業の関与がかなり求められて重要な課題になっているので、これは日本の一つの強みに出来ると思って心強い気がしました。

次に質問ですが、試行を行ってみて分かってきたのが、やる気のあるしっかりしたところが主体的に提案を出してくる構造であって、例えば放棄された山奥の山林とかそのようなところは誰も手を挙げてこない、ところが実際にはそのようなところは固有のサンショウウオなどが棲んでいたり、そのような可能性がありますから、そこをどうやって拾い上げるのかという課題が次に出てきたかなという気がします。これについて何か環境省さんでお考えがあるのか質問したいと思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では一ノ瀬委員、お願いします。
- 一ノ瀬委員 私からは「規模」について意見と質問も併せてします。

今回、0.2 ha から 1000 ha を超えるものの規模が出てきています。そもそもこの自然共生サイトで 30by30 の何%を達成しようとしているのかというのは、多分それを聞いても決めてないと思いますが、審査という意味では、やはり千 ha

と 0.2 ha というのは考えないと、1 ha 未満のものがものすごく膨大に出てきてしまうと、審査員の先生方は大変なことになりかねないので、やはり規模を分けてプロセスを考えなければいけないのではないかと。

ただ、小さいものが意味がないと言っているわけではなくて、それはそれで非常に熱心な取組や貴重なものもあると思います。例えば小さいものでは、アワードのようなものを出していくような方向性とか、大きいものでは国としての目標をクリアするというような戦略を考えないといけないのではないかと思います。以上です。

- 石井座長 どうもありがとうございます。では藤倉委員、お願いします。
- 藤倉委員 私からは一つ質問です。これはなるべく多くの申請をいただき、多くのエリアが OECM、自然共生サイトになる方向が望ましいと思います。前期の試行でやったものは全て採択されたということで、それはとてもよかったと思います。ただし、その中でもピンからキリまであったように想像しますが、もし「採択には至らない」というケースが出た場合に、委員会などで助言して、さらに次のときに再申請をするというプロセスがあればいいということをお願いかと思いますが、今回の試行ではそのようなプロセスをお考えになっていたのでしょうか。
- 石井座長 ありがとうございます。では森田委員、お願いします。
- 森田委員 すでにほかの委員から話があった部分と重複するところがあるのですが、2点コメントしたいと思います。

一つが、先ほど一ノ瀬委員からもお話のあった 30by30 の目標とどうリンクしていくかという道筋についてです。この自然共生の認定では初めのステップだと思いますが、このようなものが積み上がってどのように目標に達成するのかという、そのような道筋を明確にする必要があるのではないかと思います。

あとは、このような様々なレベル感の取組が出てきたときに、どのようなことを学ぶかということですが、先ほどお話をしたようなステークホルダーの行動変容につながりそうなケースは、既に元々ステークホルダーにやる気があった場合なのか、新たにこのような取組に関わっていきこうとしている人たちに対しても何か示唆があるのか、企業の中でも様々なタイプがあると思いますし、ここからどのようなことを学べるのかということに関して、検討したほうがいいのではないかと

と思いました。石井座長 ありがとうございます。では、佐藤委員、お願いします。

- 佐藤委員 私からは2点です。先ほど規模の話が一ノ瀬委員からありましたが、私も規模の違いによる支援の仕方考えた方がよいと思います。また主体の違いによっても、支援の仕方は変わってくると思います。今回は企業の方々がたくさん手を挙げてくださってありがたいと思う一方で、小さな自治体や市民団体、個人、農業者、あるいは漁業者の方々にどのようなサポートをすべきなのかという議論、検討が非常に重要だと思っています。インセンティブの話がありましたが、例えば企業緑地を所有していない企業が、自社の緑地以外の支援や協力をした際に何かインセンティブがある、ESG 投資に関わるメリットがあるといった仕組みをつくれるとよいと思います。

もう一つは、中間支援についてです。現在、OECM 認証の試行ということで、私たちが関わっているエリアでも、緑地を所有する企業や大学から、OECM の認証を受けられるのか、どのように進めたらよいか、メリットデメリットは何か、といった問合せが多く寄せられます。各問合せが本庁に集中するのは大変なので、エリアごとにそのエリアに詳しい中間支援組織あって、様々な問合せに確実に答えたいけると非常に効率的で効果的です。また環境省や自治体とのつながりをつくったり、地域団体などとの具体的な連携事業を実践していく、ということも期待できます。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では、竹ヶ原委員、お願いします。
- 竹ヶ原委員 サイトを拝見していますと大企業を中心に、かなり企業の関与が大きいということなので、30by30 を早急に民間に導入してという観点では、非常に好ましいサイトがいっぱい出ているなという気がしました。

他方、この顔ぶれですと本当に「現状の管理状況はどうか」とか、「将来の管理の在り方はどうか」という観点を審査すれば、ほぼほぼ議論は終わると思います。というのは、このような人たちであれば恐らく土地の所有権が変わるということは、およそ考えにくいと思います。他方、先ほどから御議論になっている小さな土地になってきますと、5年間の間に土地の所有者が変わってしまうこともある。極端なことを言うと、借金の担保で銀行が所有者になってしまうケースも考えられるわけですし、このような途中で維持管理が出来なくなるリスクをどう評価す

るかという観点で見ると、このような属性と違った人たちもあえて試行のプロセスに入れていくというのがあるかなという気がしました。

加えて、先ほど冒頭の資料1で御説明があった、これから再生とか劣化の回復というサイトもネットワークを維持する上で重要だという指摘がありましたので、もしこのようなところも最終的に試行に入れていかれる御予定があるのかどうか、このあたりをお聞き出来ればと思います。

- 石井座長 ありがとうございます。では私からも一つ。規模とか、管理者も本当に様々で、私はある意味でよかったなと思います。モニタリングサイト 1000 の里地調査に関わっていて、そちらのほうで気になっているのが、東北地方とか日本海側にサイトが少ないんです。それで様々な解析がしづらくなっているのですが、今回も前期・後期のリストを拝見させていただくと、やはり東北・日本海側のサイトが少ないと思うんです。これを今後どのように改善するかが課題かなと思いました。では最後になりますが、広田委員、お願いします。
- 広田委員 皆さんから出ていないコメントになりますが。審査の時も申請書とか、審査で使う様々な書類について、もうちょっと合理化出来ないかという話が出まして、今後、長く続く取組なので、出来るだけ様々な書類関係のフォーマットの統一、要するに関わる全ての人たちの手間が軽減されるような、そのあたりもぜひ御配慮いただけるといいと思いました。特に、事務局の手間があまり過重にかかるというのは好ましいことではないので、そこは重要だと思いました。
- 石井座長 ありがとうございます。審査委員としてもご参画いただき、ありがとうございます。それでは、環境省のほうから回答等があればお願いします。
- 環境省・小林 それでは御質問、御意見をいただいたことについて回答したいと思います。

まず、土屋委員からいただいた、人工林を試行でどのように評価したかですが、これは生物多様性の価値(1)～(9)がございますので、この基準を満たしているかどうか、そこをジャッジしていきました。試行前期で参加いただいた人工林では、例えば資料2-2のNo.1の「史春森林財団」やNo.18の「橋本山林」などがありました。環境や生物多様性に配慮した形での施業が行われています。その結果、多様な植生、多様な動植物、希少種の生息が確認されており、生物多様性

の（１）～（９）の価値のいずれかに該当しているということを確認出来ましたので、それをもって審査、評価をしたということです。つまり、人工林であってもこの認定基準を満たしているものについては、自然共生サイトとして認定になるのではないかと、そのように考えています。

そして渡辺委員からのご指摘ですが、まず様々なコメントをありがとうございます。応援メッセージもいただいたと思っています。まず、試行前期に協力いただいた棚田のサイトの協力者から、地元農家の方への説明が難しかったという部分についてです。これは佐藤委員からもご指摘ありましたが、これから様々な場所や様々なタイプのところに話を進めていく上で、自然共生サイトやOECM自体、そしてその意義を知っていただくことは、普及啓発の観点でも重要だと思っていますので、より多くの方に知ってもらうように普及啓発も頑張っていきたいと思っています。

さらにサイト同士での情報共有、学び合いについては、試行自体が30by30アライアンスのメンバーの協力で進めているところです。このアライアンスメンバーの中で情報共有を、そのような関係が出来るようにより発展させていきたいと考えています。また、関係省庁との連携も進めていければと思っています。

それから八木委員、佐藤委員からもありましたが、いわゆる放棄されているような場所や、山奥の山林、誰も手を出さないような場所、そのようなところをどうするのかについてです。自然共生サイトは認定基準の中で管理者がいる、所有者がいる、その管理権限というのが一つの大きなポイントになってきています。そのような意味では、所有者のいない放棄されているような場所で、生物多様性上重要な場所、これをどう扱っていくのかというのはなかなか個別認定では難しい部分があるかもしれません。そのため、議題1で説明した、里地里山の課題調査によって、広い範囲を捉えるときに、例えば既存の法令や条例など、既にある仕組みを活用することで、放棄された場所や所有者が分からないところも含めて、価値や範囲を捉えていく方法がないか考えていきたいと思っています。

それから一ノ瀬委員、森田委員からご指摘いただきました、認定するサイトの規模について、30by30目標達成とリンクさせて考えていくべきではないかと御指摘いただきました。自然共生サイト認定は、現状は試行でございまして、これか

ら来年度の本格運用に向けてどのような道筋を立てていくか考えていきたいと思っておりますが、単に面積だけに注目だけでなく、質の向上の観点、それから民間企業や地域の方々の取組そのものに光を当てるといことも、自然共生サイト認定の重要な部分だと考えています。そのため、面積規模は 30by30 目標の数値目標の達成では重要ですし、それから質の向上や民間企業、地域の方々の取組に光を当てていく、そのような点からも、どのような考え方が必要か、道筋を考えていければと思っております。

また藤倉委員からいただいた、申請に至らなかった場合に、再申請を促すようなプロセスがあったほうがいいのかという点ですが、これについては例えば試行前期でも森本委員から御指摘がありましたが、審査委員会の場では判断が難しい案件について、再度改めて別の観点で最終ジャッジを行ったような事例がございました。そのような意味では、やはりこの自然共生サイトは国際データベースに登録する上では最低限の科学的な価値というのは必要になりますが、それでもなるべく多くのところを応援して広げていきたいというところでは、助言をしたり、難しくても再申請か、あるいは審査委員会に至るまでのプロセスの中でなるべく改良していくのか、相談していくのか、そのような仕組みを考えていければと思っております。

それから佐藤委員からもいただいていた、緑地を持っていない企業にとってのインセンティブも重要である点はおっしゃるとおりだと思っております。このあたりは先ほど申しあげました 30by30 アライアンスを活用したいと考えております。アライアンスには、緑地を持っているようなところもあれば、持っていないけど応援したいという皆様にも参画いただいております。現状はまだ参画いただいてメンバーを集めているところですが、将来的には、マッチングや支援体制について、別途実施している経済的インセンティブ等の検討も踏まえながら、ぜひご指摘いただいたようなところにもインセンティブがあるような形で進めていきたいと思っております。

また、環境省でこれから様々なことをやっていくのは難しいというのは、おっしゃるとおりです。やはりこの自然共生サイトを地域でいかに活用して地域を盛り上げていくかが重要だと思っております。「認定」はあくまでもツールの一つです。そのために、地域でどう活かしていくか、どうサポートしていくかという支

援組織、中間支援団体が重要だというのはおっしゃるとおりで、どのようにやっていくのかというのはぜひ御助言をいただきながら考えていければと思っています。

そして竹ヶ原委員からいただいた、再生や劣化の場所、このようなところを試行に入れていくかどうかについてです。これについては試行後期としては難しいところではございますが、議題1で申し上げましたとおり、自然再生や劣化地回復も別途事業で考えていきたいと思っています。その中で、今年度はどこまで出来るかは分かりませんが、来年度も引き続きこのような調査を進めていく中で、自然再生や劣化地の回復を考えていきたいと思えます。一方で、自然共生サイト、OECMは現状、生物多様性価値があるかで判断する部分がございます。そのため、再生途中であったり、劣化して価値がない状態では自然共生サイトにすぐに認定というのは難しいと思えますが、いわゆる候補地として考えていくということも含めて検討していきたいと思っています。

それから石井委員から御指摘いただいた、今回の試行で東北・日本海側のサイトが少ないというのは御指摘のとおりだと思っています。試行については、アライアンスメンバーの皆様の協力をもって進めているところでございます。そのような意味では、我々がまだ東北・日本海側の皆様へのアナウンスや、お伝えが不十分だったと認識しておりますので、今後はなるべく全国でバランスよく進められるように連携を進めていきたいと思っております。

そして広田委員から御指摘いただいたように、なるべく簡素化したほうがいいという事務局への御配慮、どうもありがとうございます。そこはおっしゃるように、申請者側にとっても、審査側にとっても、簡素化し合理化したものでやるようにしていきたいと思っております。試行後期でどこまで出来るかは分かりませんが、なるべく本番に向けて、そして本番が始まってからも合理化出来る部分、改善出来る部分は引き続きやっていくことで、認定の仕組み自体も育てていければと思っています。

以上、もし回答が不十分なところがあれば、よろしく申し上げます。

- 石井座長 ありがとうございます。この部分は完璧だったのではないかと思います。ちょうど今、予定していた3時半になってしまいました。その他のところに

進みたいと思います。事務局からまず、その他の部分で何かございますでしょうか。

(3) その他

- 環境省・小林課長補佐 事務局からはその他はございません。

3. 閉会

- 石井座長 本当はここで委員の皆さんから言い残したことはないかと伺うところですが、それをやると多分、終わらなくなってしまいそうです。恐らくまた事務局のほうからアナウンスがあると思いますので、そちらのほうに譲りたいと思います。

特に何もなければ、これで閉じさせていただき、事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。皆さん、ありがとうございました。

- 事務局・河野 石井委員、ありがとうございました。それでは最後に事務局からご連絡させていただきたいと思います。委員の皆様で追加の御意見やアドバイス等がございましたら、9月28日(水)までに事務局まで御連絡いただければと思います。

次回の第2回検討会は「30by30にかかると経済的インセンティブ等検討会」と合同で1月13日に開催を予定しております。引き続きの御協力をよろしくお願い申し上げます。委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆様に御参加いただき、ありがとうございます。

それでは、これもちまして第1回「OECDの設定・管理の推進に関する検討会」を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

(了)